

助成金申請の手引き

令和7年度 充電設備普及促進事業 （車両同時事後申請） [第1版]

注意事項

- 必要な書類や要件等は、手引きや申請時チェックリストを熟読の上申請を行うこと。
- 申請の際は、誓約書の誓約事項をよく読み、了承の上申請を行うこと。
- 審査中の途中経過に関するお問い合わせ並びに交付決定額や審査結果についての具体的な内容に関するお問い合わせには、応じかねます。ご了承ください。

<令和7年度受付期間>

令和7年9月30日から令和8年3月31日まで

（お問合せ先・申請先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階
TEL：03-5990-5159
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

メールアドレス：cnt-juden@tokyokankyo.jp
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く。）
9：00～17：00（12時～13時は除く。）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（交付要綱第 1 条参照）	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請種別	3
1.4 申請フロー	4
2. 助成内容	6
2.1 助成事業	6
2.2 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）	8
2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第 4 条及び第 5 条参照）	9
2.4 助成金額（交付要綱第 6 条参照）	13
2.5 助成事業実施にあたっての注意事項	14
3. 助成金事業の流れ	18
3.1 交付申請（交付要綱第 7 条参照）	18
3.2 審査	19
3.3 交付決定及び額確定（交付要綱第 8 条、第 19 条参照）	20
3.4 交付の条件（交付要綱第 9 条参照）	20
4. その他	21
4.1 申請の撤回（交付要綱第 10 条参照）	21
4.2 助成事業の承継（交付要綱第 11 条参照）	21
4.3 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 12 条参照）	21
4.4 事業者情報の変更（交付要綱第 14 条参照）	21
4.5 債権譲渡の禁止（交付要綱第 15 条参照）	21
4.6 交付決定の取消し（交付要綱第 21 条参照）	21
4.7 助成金の返還（交付要綱第 22 条参照）	22
4.8 違約加算金（交付要綱第 23 条参照）	22
4.9 延滞金（交付要綱第 24 条参照）	22
4.10 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 25 条参照）	23
4.11 処分の制限（交付要綱第 26 条参照）	23
4.12 助成事業の経理（交付要綱第 27 条参照）	24
4.13 調査等、指導・助言（交付要綱第 28 条参照）	24
4.14 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 29 条参照）	25
4.15 不正行為等の公表等（交付要綱第 30 条参照）	25
5. 本事業に関連する東京都の助成事業	26

改訂履歴

版（更新月日）	当該箇所	改定内容
令和 7 年 9 月 30 日	—	初版発行

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「充電設備普及促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

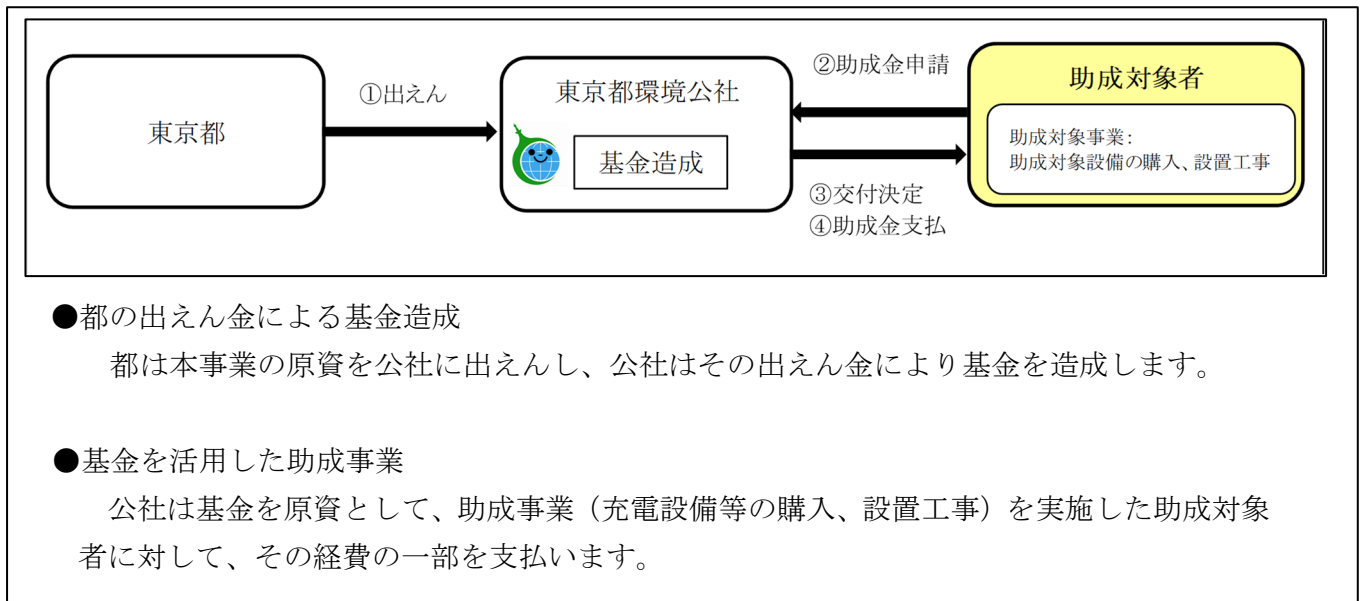
1. 本事業の実施については、「充電設備普及促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成対象設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された設備について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、設備の保有義務期間中に、設備や設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し設備の撤去などが求められた場合は、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。設備設置後に土地の使用権限がなく設備を撤去する場合には、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
4. 助成金で取得し、整備し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. 公社は、申請者及び手続き代行者、その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の受付停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表する場合があります。
6. 前記事項のほか、交付要綱又はその他法令等に違反した場合は、助成金の交付決定及びその他の権利を取り消す場合があります。その際、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に違約加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（交付要綱第1条参照）

充電設備普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、化石燃料を使用するモビリティから排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車やその他の電動化されたモビリティの普及促進に向けて、都内の充電設備の導入を促進することを目的とするものです。

1.2 事業スキーム



➤ 申請受付期間：令和12年度まで

※ 毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

1.3 申請種別

本事業で申請可能な充電設備の用途（申請種別）は下表のとおりです。

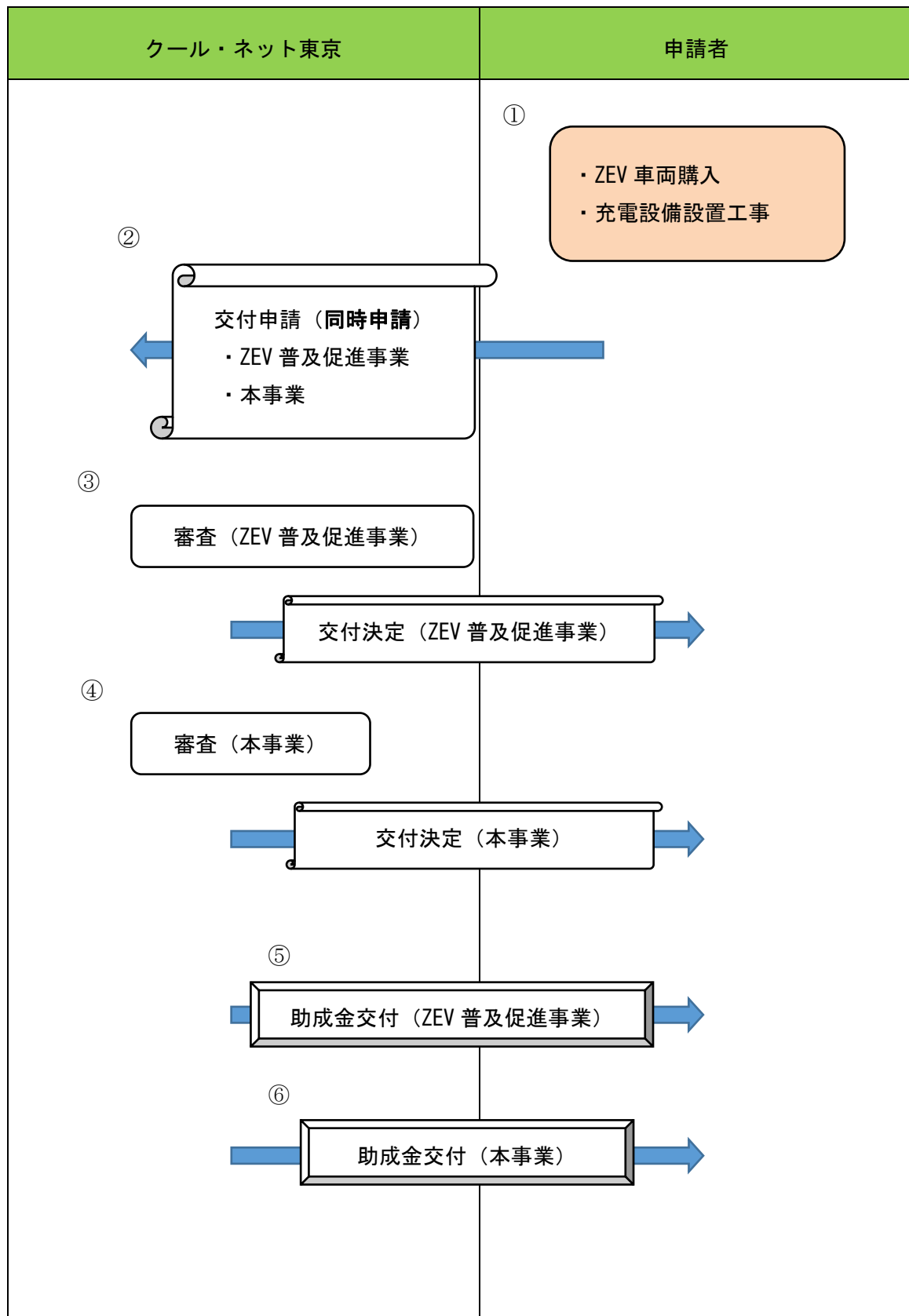
※以下の都が実施する電気自動車（EV・PHEV・FCV）等の導入に係る助成事業（以下「ZEV普及促進事業」という。）と同時に申請する必要があります。

（各事業の詳細は、それぞれのホームページ及び要綱等をご確認ください。最終頁「5. 本事業に関連する東京都の助成事業」にリンク URL を掲載しています。）

- 電気自動車等の普及促進事業
- 燃料電池自動車等の普及促進事業

申請種別		事業用充電設備		
充電設備の使用用途		非公共用充電		公共用充電
設置場所（例）		月極駐車場	事務所・工場等	商業施設・宿泊施設等
充電種別		基礎充電		目的地充電
主な利用者		月極駐車場の契約者	事務所・工場等で使用する社有車、従業員の通勤車等	一般開放
助成対象経費	充電設備購入費	○	○	○
	充電設備設置工事費	○	○	○

1.4 申請フロー



①助成対象となる ZEV 車両の購入及び充電設備の設置工事を行ってください。

※助成対象となる ZEV 車両は、令和 7 年 4 月 1 日以降に初度登録されたものとなります。

助成対象車種については、各事業のホームページ及び要綱等をご確認ください。

（最終頁「5. 本事業に関連する東京都の助成事業」にリンク URL を掲載しています。）

※助成対象となる充電設備の設置工事は、令和 7 年 4 月 1 日以降に発注及び施工を行ったものとなります。

②公社に、**ZEV 普及促進事業及び本事業**に交付申請を行ってください。

※ZEV 普及促進事業への申請期限は、「初度登録日から 1 年以内」となります。詳細は各事業のホームページ及び要綱等をご確認ください。

※本事業への申請期限は、「ZEV 普及促進事業への申請から起算して 30 日以内」かつ「充電設備の設置日（工事完了日又は工事代金支払完了日のいずれか遅い日）から起算して 1 年以内」となります。

③ZEV 普及促進事業において、公社で交付申請内容を審査し、交付決定通知書を送付します。

※ZEV 普及促進事業が不交付・取下げとなった場合、本事業も同様に不交付・取下げとなります。

④本事業において、公社で交付申請内容を審査し、交付決定通知書を送付します。

※本事業に係る審査は、ZEV 普及促進事業の交付決定後に行います。

※本事業が不交付となった場合でも、ZEV 普及促進事業の交付決定が取り消されることはありません。

⑤ZEV 普及促進事業において、公社より助成金を交付します（銀行振込）。

⑥本事業において、公社より助成金を交付します（銀行振込）。

2. 助成内容

2.1 助成事業

< 共通事項 >

助成事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- ・ 充電設備を設置する駐車場（充電スペース）の所在地が東京都であること。
- ・ 令和7年4月1日以降に、公社が定める要件に適合する充電設備を購入（発注）し、設置工事を行うこと。
- ・ 充電設備の設置基数と同数の ZEV 車両を購入し、ZEV 普及促進事業に助成金交付申請を行うこと。
 - ※ZEV 普及促進事業の申請要件等は、各事業のホームページ及び要綱等を参照のこと。
 - ※ZEV 車両の車検証上の使用の本拠の位置と、充電設備の設置場所住所が原則一致していること。
 - ※ZEV 車両の車検証上の所有者又は使用者（所有権留保等の場合は使用者）と充電設備の所有者又は使用者が原則一致していること。
- ・ ZEV 普及促進事業への交付申請日から起算して 30 日以内かつ充電設備の設置日（工事完了日又は工事代金支払完了日）から起算して 1 年以内に本事業への助成金交付申請を行うこと。
- ・ 国及び他の地方公共団体の補助金等を受給していない（受給予定でない） こと。

< 「公共用」の区分で申請する場合 >

- ・ 充電設備を設置する場所が、以下の要件を全て満たすこと。
 - ①商業施設・宿泊施設等の敷地内であること。
 - ②公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所であること。
- ※ 「公道」とは、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する高速道路株式会社 6 社が管理する道路及び地方道路公社法第 1 条（平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道をいう。

【主な対象施設（例）】

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設（ディーラー・コンビニ等）等
宿泊施設	ホテル、旅館等
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等

※ 宿泊施設は旅館業法第 2 条第 1 項における「ホテル営業」及び「旅館営業」を指します。

- ・ 助成対象設備は、利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等公社が認める料金の徴収は可とします。
- ・ 個人宅（個人宅に付随する駐車場及び自宅兼事務所等も含む。）や施設の従業員用駐車場等、特定の利用者しか利用できない場所への設置は除く。
- ・ 充電場所を示す案内板を商業施設及び宿泊施設等の入口（施設若しくは駐車場の入口）に設

置し、車道の上下線から視認できる場所に設置すること。なお、案内板は以下の条件を満たすこと。

【案内板設置に係る要件】

1. 設置施設（場所）の公道に面し、ドライバーが視認できる位置に設置すること。
2. デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したもの及び当該申請案件の充電インフラ補助金においてセンターが認めたもの
3. 案内板寸法は 500mm×500mm 以上とする。
4. 公道の上下線から視認できる位置及び高さに設置すること。
5. 案内板の設置方法は、以下のとおりにすること。
 - ◆案内板が両面の場合、公道に対して“垂直”
 - ◆案内板が片面の場合、公道に対して“平行”
6. 固定されていること。

<「非公共用」の区分で申請する場合>

- ・ 充電設備を設置する場所が、以下の要件を全て満たすこと。
 - ①事務所・工場等の敷地内又は月極駐車場等であること。
 - ②購入した ZEV 車両の保管場所（駐車スペース）と同一敷地内であること。
- ※ 集合住宅の敷地内に“居住者用”の充電設備を設置する場合は助成対象外です。ただし、“カーシェア用”の充電設備を設置する場合は助成対象となります。（カーシェア事業を行っていることが分かる資料の提出が必要です。）
- ※ 戸建住宅への設置は助成対象外です。

○設置場所の建物が自宅を兼ねている場合について

個人事業主の方が、事務所・工場等と自宅を兼ねている建物の敷地内に充電設備等を設置する場合、建物の登記事項証明書において、居宅以外の標記（事務所、工場、店舗等）がされており、事務所等部分と居宅で別々に電力契約をしている場合のみ申請可能です。

（建物の登記事項証明書、事務所と個人宅それぞれの電力契約が分かるものの提出が必須）

2.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）

助成対象者は、以下に掲げる要件を全て満たす者としてします。

（1）助成対象者

充電設備を導入する次に掲げる者。なお、共同申請はできません。

- ・ 法人（＊）
- ・ 個人事業主
- ・ 法人格のある管理組合
- ・ 法人格のない管理組合

＊：中小企業、大企業のいずれも助成対象者になります。

法人格のない団体は助成対象者には該当しません。

また、助成対象者の事業所等の所在地は、都内でなくても対象です。

（2）上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ・ ZEV 普及促進事業の助成対象外である者
- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上不適切である者
- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。また、助成対象設備の所有権等について、共有することはできません。ただし、集合住宅の管理組合は除きます。

助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち以下に掲げるものとします。

（1）充電設備購入費

- ・ 経済産業省が実施する充電インフラ補助金において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

※ 本助成金では、以下の種別を対象としています。

- 普通充電設備（出力10kW未満）
- V2H充放電設備
- 充電用コンセント
- 充電用コンセントスタンド

※ 対象機種は、次のウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。

<https://www.cev-pc.or.jp/>

充電設備については、充電設備の「補助対象充電設備一覧」PDF

V2H充放電設備については、V2H充放電設備の「補助対象V2H充放電設備一覧」PDFより確認ください。

※ 新品であること。

※ 購入した設備が新品であることは、交付申請時に提出していただく「充電設備の保証書」等で確認します。

- ・ V2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置している同一施設内で使用すること。

（2）充電設備設置工事費

- ・ 充電設備の設置に必要な工事に係る費用であること。

※ 助成対象となる主な工事内容

- 充電設備等設置工事費
(基礎・据付工事、搬入・運搬工事)
- 電気配線工事費
(電気配線・通信線工事、配管工事、ブレーカー・開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、その他工事)
- 付帯設備等設置工事費
(ライン引き工事、路面表示工事、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事、案内板設置工事)
- その他設置にかかる費用
(雑材・消耗品費、養生費、図面作成費、レイアウト検討費、電力会社立会・協議費、安全誘導員費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費)

（３）全体を通じて助成対象とならない主な経費

- ・ 消費税
- ・ 他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
- ・ 壁掛け型の普通充電設備をスタンド設置、またはポール設置する際の部材費（基礎含む）、労務費
- ・ 将来用の申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事の部材費、労務費
- ・ 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセントの部材費
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ 一般管理費
- ・ 共通仮設費（全部又は一部）
- ・ 交通費、保険費、福利厚生費等
- ・ 写真管理費
- ・ 客先協議費（マンション総会・理事会への同席等）
- ・ 申請手続代行費
- ・ 助成金申請の代行手数料、コンサルタント料（図面作成費を除く。）
- ・ 振込手数料
- ・ 助成対象設備の導入に必要な最低限の範囲を超えると公社が判断した経費
- ・ 利益等排除により除外された経費
- ・ その他公社が助成対象外と認めた経費

（４）利益等排除により除外された経費についての詳細

助成事業において、助成金額の中に助成対象者の自社または資本関係等にある会社からの調達分がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成金額を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社等からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

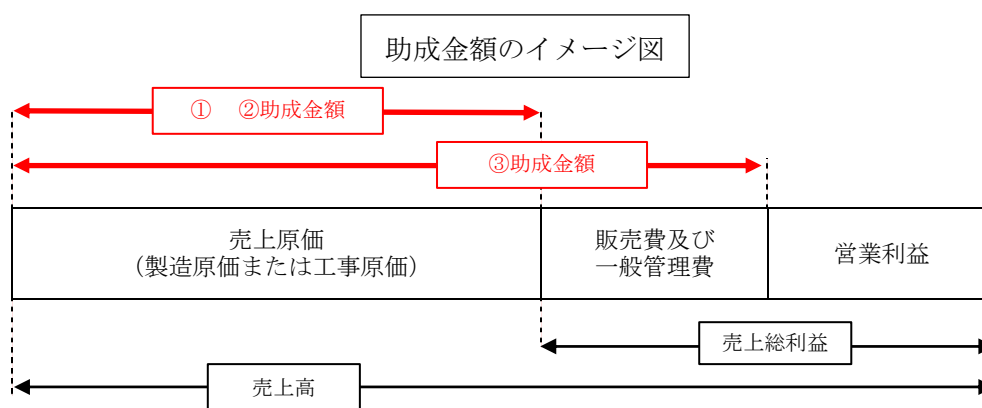
〈購入費の利益等排除〉

●充電設備メーカーから調達する場合

利益等排除の区分	利益等排除の方法
① 自社からの調達	助成金額から利益額（購入価格から製造原価を差し引いた利益額）の排除を行います。
② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって助成金額から利益相当額の排除を行います。
③ 関係会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。

●充電設備販売会社から調達する場合

利益等排除の区分	利益等排除の方法
① 自社からの調達	自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。
② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって助成金額から利益相当額の排除を行います。
③ 関係会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。



- ※ 上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。
- ※ 書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）助成金額

充電設備の種別	助成対象の購入費 （充電設備本体の機器費）	助成対象の工事費 （充電設備の設置工事費）
普通充電設備 充電用コンセント スタンド V2H 充放電設備	いずれか低い方 ・購入価格 or ・充電インフラ補助金の補助金交付上限額（1/2） ^注 ×2の金額	20万円（定額）
充電用コンセント	【注】 V2H 充放電設備を申請する場合、 「災害拠点公共施設補助率 1/2」 の金額を適用	10万円（定額）

※ 充電インフラ補助金：次世代自動車振興センターの充電インフラ補助金のこと。

（2）助成金額における注意事項

- ・ 上記（1）の金額において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- ・ 助成対象の購入費について、利益等排除（「2.3 助成対象設備及び助成対象経費」参照）に該当する場合、上記（1）の金額から利益相当分の排除を行った金額が助成金額となります。

2.5 助成事業実施にあたっての注意事項

（１）申請者が充電設備等を設置する土地の所有者でない場合

申請者が所有していない土地に充電設備等を設置する場合は、土地の利用に関する許諾を土地の所有者から得る必要があります。

（２）リース契約の場合

- ・ リース契約にて充電設備を導入する場合は、リース会社が申請者となる必要があります。なお、助成金の交付は当該リース会社に対して行います。
- ・ リース使用者が助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分を減額してください。
- ・ リース使用者は、申請者（リース会社）と同様に「2.2 助成対象者」の規定を満たしていることが必要です。
- ・ リース契約に関する必要書類（リース契約書等）を提出してください。
- ・ リース契約期間が処分制限期間に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。（処分制限期間については、「4.11 処分の制限」を参照）
- ・ 助成対象経費の中に助成対象者（リース会社）の自社または資本関係等にある会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、利益等排除の対象とします。また、リース使用者についても、自社又は資本関係等にある会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、利益等排除の対象とします。



【リース契約とは】

本事業におけるリース契約とは、以下の要件に該当するものをいいます。

- ・ 助成対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者を支払う契約であること。
- ・ リース期間中に当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ・ リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

（３）手続き代行について

申請者は、本事業に係る公社への申請について、施工会社等へ手続きの代行を依頼することができます。

- ・ 手続き代行を行う場合は、助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・ 手続き代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・ 手続き代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。
- ・ 手続き代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は手続き代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

（４）充電スペースについて

- ・ 充電設備の設置にあたっては、車両を既存の充電スペースに駐車した状態で充電できるようにしてください。その際、車両が公道にはみ出す等の法令違反とならないようにしてください。充電スペースの目安は、幅 2.5m、奥行き 5 m です。
- ・ 充電スペース 1 台分につき充電設備（V2H 含む。）の設置は 1 基までです。申請予定の充電スペースに既設の充電設備がある場合は入替設置を行ってください。
- ・ 既設充電設備と本事業にて申請する充電設備の合計口数以上の充電スペースが必要です。

（５）契約について

助成対象外部分の工事と助成対象部分の工事を一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に判別できるようにしてください。（助成対象部分が明確に判別できない場合、助成対象経費として認められない場合があります。）

（６）経費の支払方法について

助成対象経費の支払いは、以下の方法を認めます。

- ・ 現金 ・ 銀行振込 ・ 小切手 ・ 手形

※ 小切手及び手形の場合は、決済時点で支払完了（事業完了）とみなします。交付申請時に、当座勘定照合表または通帳のコピーを提出してください。

以下の支払い方法は認めません。

- ・ 割賦販売 ・ ローン契約 ・ クレジットカード（分割払い）
- ・ 相殺 ・ ファクタリング（債権譲渡） ・ その他

（７）代金還元等について

- ・ 充電設備等設置工事の経費支払完了後に代金還元（キャッシュバック等）を受けた場合、助成金の返還を求めることがありますので公社へ報告してください。

※ 投資によるキャッシュバックも含む

※ 公社への報告がなく、代金還元が発覚した場合、虚偽申請であると公社が判断する場合があります。

（８）他の補助金との併用について

本事業は、国又は他の地方公共団体等が実施する補助金等との併用はできません。

※ 他の補助金等を併用していることが発覚した場合、虚偽申請として交付決定取消しを行うほか、不正内容の公表を行うなど厳正に対処いたします（「4.6 交付決定の取消し」及び「4.15 不正行為等の公表等」を参照）。

（９）安全性の確保及び法規面の遵守について

設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に設置してください。

- ・ 近年、風水害等によって助成対象設備の破損や使用不能等のリスクが高くなっています。助成対象設備の設置やそれに伴う工事は、安全性を最大限確保してください。
- ・ 電気設備の設計及び施工に当たっては、次の基準及び法令などを適用するようにしてください。
 - 電気事業法
 - 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - 電気用品安全法
 - 建築基準法
 - 消防関係法令
 - 内線規程
 - 高圧受電設備規程
 - 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 電気工事における内線規程は、電力会社が電力供給にあたって、需要施設における電気工事を審査・検査等するための判定基準として用いられるものです。助成対象設備設置の際は、この基準を満たす設計、施工をしてください。
- ・ 以下に主な内線規程を示します。

■許容電圧降下

多くの電力を使用する設備では、電力線の電圧降下は、無駄な電力消費となり、電気料金の増加となるため、以下の基準の遵守が求められます。

引込線取付点から最遠端の負荷に至る間の電線こう長 (※変圧器から供給する場合は、供給変圧器から最遠端の負荷に至る間の電線こう長)	許容電圧降下（内線規程）	
	電気事業者から低圧で電気の供給を受ける場合	電気使用場所内に設けた変圧器から供給を受ける場合 ※
60m 以下 幹線	2 %以下	3 %以下
60m 以下 分岐回路		2 %以下
120m 以下	4 %以下	5 %以下
200m 以下	5 %以下	6 %以下
200m 超過	6 %以下	7 %以下

電圧降下計算式の例（内線規程記載の簡略計算式）

$$\text{単相 2 線式の線間電圧降下 } e = 35.6 \times L \times I \div (1000 \times A)$$

e:電圧降下(V)

I:負荷電流(A)

L:電線のこう長(m)

A:使用電線の銅導体断面積(mm²)

■接地線断面積

接地線断面積は、過電流遮断器定格電流値により、内線規程に示す断面積以上のものを選定してください。

A：接地線断面積（mm²）

In：過電流遮断器定格電流（アンペア）

内線規程に示す接地線断面積の式 $A = 0.0521 \times I_n$

これを満足する接地線の標準サイズは以下のとおりです。

過電流遮断器定格電流値	満足する接地線の標準サイズ（銅）	
20A 以下	直径 1.6mm 以上	断面積 2 mm ² 以上
30A	直径 1.6mm 以上	断面積 2 mm ² 以上
40A	直径 2 mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上
50A	直径 2 mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上

■過電流遮断器の施設位置（低圧幹線を分岐する場合）

幹線より分岐する場合は分岐点より原則 3 m 以内に配線用遮断器を設置してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 m を超える箇所に設置できます。

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 35% 以上の場合 $3 \text{ m} < \text{長さ} \leq 8 \text{ m}$

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 55% 以上の場合 $8 \text{ m} < \text{長さ}$

■電線の許容電流

流れる最大負荷電流よりも、許容電流が大きな導体サイズを選定してください。電線管に電線を収容した場合、放熱性能の低下により許容電流が低くなりますので、電線管の電流減少係数を考慮してください。

- 設備メーカーの施工要領書等に記載されている施工方法にて施工を行ってください。工事は、「メーカーの施工ルール」と「工事会社の施工技術」の両方が揃って初めて安心と言えます。

3. 助成金事業の流れ

3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）

ZEV 普及促進事業への申請手続き完了後、充電設備普及促進事業（車両同時事後申請）について、以下の申請手続きを行ってください。

助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）は、電子申請システムのフォームに入力することで作成できます。

（1）申請手順

1. ZEV 普及促進事業へ交付申請を行ってください。

※各事業ホームページから申請フォームにアクセスして手続きを行ってください。

（最終頁「5. 本事業に関連する東京都の助成事業」にリンク URL を掲載しています。）

2. ZEV 普及促進事業の受付完了メールが届いていることを確認してください。
3. 受付完了メール下部に記載されている“～申請方法～”に沿って、アカウント作成を行ってください。

※過去に充電設備に係る他事業に申請した方（アカウント作成済の方）は不要です。

4. アカウント作成後、同様にリンク先の申請フォームより本事業の申請手続きを行ってください。

※ZEV 普及促進事業の受付完了メール記載の URL 以外からは申請フォームにアクセスできません。当該メールは申請手続きが完了するまで削除しないようご注意ください。

（2）助成金交付申請書 受付期間

令和7年度助成金交付申請書 提出期限：令和8年3月31日（火）17：00 必着

- ※ 申請内容及び提出書類の不備や不足等がある場合は、受領できません。 公社から受領した旨の連絡がない場合は申請書等が受領されておきませんので、ご注意ください。
- ※ 上記期限内に申請された事業については、先着順に受領し、審査を行います。
- ※ 受領した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受領を停止します。
- ※ 提出書類に記載漏れや誤りが無いよう、提出前に内容をよく確認をするようにしてください。
- ※ 申請内容が安全面及び法規面の基準を満たしていないと判断した場合、受理できません。基準を満たした上で申請してください。

3.2 審査

- ・ 公社が求める資料については、申請する設備及び工事内容が正確に把握できる内容であること及び記載内容に誤りがないことをよく確認の上、提出してください。
- ・ 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）・追加資料の提出を求める場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。
- ・ 審査中の途中経過に関するお問合せ並びに交付決定額や審査結果についての具体的な内容に関するお問合せには応じかねます。ご了承ください。
- ・ 審査料等は徴収しませんが、申請等に係わる経費（通信料等）は各自ご負担ください。
- ・ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合は、審査対象から除外します。

公社から申請書類の記載内容の不備等について、問合せがあった場合、問合せの翌日から起算して3ヶ月以内に、不備等の修正を行わない場合は、その申請を取下げたものとみなします。

3.3 交付決定及び額確定（交付要綱第8条、第19条参照）

（1）助成金交付決定及び額確定

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、助成金の交付を決定した事業については、交付要綱の規定に基づき、「助成金交付決定及び額確定通知書」（第4-3号様式）を送付します。

（2）交付決定通知書の確認

「助成金交付決定及び確定通知書」（第4-3号様式）の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。（「4.1 申請の撤回」参照）

- ・ 助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、処分制限期間内は保管してください。原則として、再発行はいたしません。）
- ・ 処分制限期間とは…「4.11 処分の制限」参照

（3）助成金の交付

公社は、助成金額の確定を行った事業について、助成対象者宛に交付を行います。

- ・ 助成金は、助成金交付決定及び額確定の日から1か月程度で、交付申請時に申告された銀行口座宛に振込いたします。（振込日の連絡は致しません。）

3.4 交付の条件（交付要綱第9条参照）

助成金の交付決定にあたっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- ・ 交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、または効用の増加した財産を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- ・ 公社が交付要綱第21条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- ・ 公社が交付要綱第22条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、同第23条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同第24条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- ・ 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- ・ 助成対象者は、必要に応じ、助成事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告やその他の協力の要請があった場合はこれに応じること。
- ・ 都又は公社が本事業の実施状況等に関する情報（助成事業名、被交付者名、助成対象設備の種類及び基数並びに設置場所等）を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- ・ 助成対象者が助成対象設備に係るリース契約の貸主である場合、リース料金の設定に当たっては、本助成金の交付額に相当する金額を減額すること。
- ・ 上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守すること。

4. その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第 10 条参照）

助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定及び確定通知書」（第 4-3 号様式）を受領した日から起算して 7 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第 6 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。ただし、再申請はできませんのでご注意ください。

4.2 助成事業の承継（交付要綱第 11 条参照）

相続、法人の合併、分割により、助成対象者の地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第 7 号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認又は不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第 8 号様式）を送付します。

4.3 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 12 条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、またはその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

4.4 事業者情報の変更（交付要綱第 14 条参照）

助成対象者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 10 号様式）を公社に提出してください。

申請者の種別	事業者情報の変更内容
個人・個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.5 債権譲渡の禁止（交付要綱第 15 条参照）

助成対象者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

4.6 交付決定の取消し（交付要綱第 21 条参照）

助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知します。

- ・ 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

- ・ 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- ・ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ・ 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等または暴力団に該当するに至ったとき。
- ・ その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。
- ・ 工事施工会社等から代金還元等があったとき。

＜取消しの具体例＞

- ・ 交付申請内容に虚偽の内容が含まれていることが発覚した場合
- ・ 他の補助金（同一助成対象経費の場合）等との重複受給が判明した場合
- ・ 工事施工会社等への経費支払完了後に、当該会社等から代金還元（キャッシュバック等）を受けた場合

交付決定の取消しが行われた場合、再申請はできません。

4.7 助成金の返還（交付要綱第 22 条参照）

「4.3 事情変更による決定の取り消し等」又は「4.6 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、既に交付された助成金があるときは、助成対象者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成対象者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 15 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

4.8 違約加算金（交付要綱第 23 条参照）

「4.6 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部または一部取消しとなった場合において、公社は、助成対象者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

助成対象者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.9 延滞金（交付要綱第 24 条参照）

助成対象者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成対象者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

助成対象者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければ

なりません。

4.10 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 25 条参照）

公社は、助成対象者に対し、助成金の返還を請求し、助成対象者が当該助成金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.11 処分の制限（交付要綱第 26 条参照）

助成対象者は、取得財産等の管理及び処分に関して、以下の事項を守らなければなりません。処分とは、取得財産等を本助成金の交付の目的以外に使用すること、他の者に貸し付け若しくは譲り渡すこと、他の物件と交換すること、債務の担保の用に供すること、または廃棄することを行います。

※ 処分をご検討の方はあらかじめ公社にご相談ください。

以下のケースは、全て処分に該当します。

- ・ 助成対象設備の撤去、廃棄、譲渡及び売却
- ・ 助成対象設備の移設

取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、効率的運用を行ってください。本事業における処分制限期間は、以下のとおりです。

充電設備（付帯設備も含む。）	5 年
----------------	-----

- ・ 取得財産等を処分制限期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書」（第 16 号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- ・ 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）」第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ① 新築の集合住宅等に助成対象設備が設置された場合における、当該集合住宅等の譲渡と併せて行われる当該助成対象設備の譲渡
 - ② 被交付者が所有していない土地に助成対象設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該助成対象設備の処分であって、処分後も引き続き当該助成対象設備が本事業の目的の達成を図るために利用されるものとして公社が認めるもの
 - ③ 取得財産等を本助成金の交付決定を受けた使用用途以外に使用する場合において、処分

後も引き続き当該助成対象設備が本事業の目的の達成を図るために利用されるものとして公社が認めるもの

④ その他公社が充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分

助成対象者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

- ・ 経過期間は、供用開始日からの月数で計算します。たとえば、10 日に供用開始した場合、翌月 10 日までは 1 ヶ月目、翌月 11 日からは 2 ヶ月目となります。処分制限期間も、月数（60 箇月）で計算します。
- ・ 公社は、処分を承認したときは速やかに「取得財産等処分承認通知書」（第 18 号様式）を、助成対象者へ通知します。
- ・ 処分制限期間を経過した後は、取得財産等の処分について公社の承認を受ける必要はありません。また、助成事業に対する諸条件も全て解除されます。
- ・ 充電設備を設置した駐車場内での設置場所の移動は、財産処分に該当しない場合がありますので、あらかじめご相談ください。

< 返金を伴う処分の例 >

- ・ 充電設備の所有者が変更になった場合（「4.2 助成事業の承継」に該当する場合を除く。）
- ・ 充電設備を別の場所に移設する場合
- ・ 充電設備を撤去や廃棄、売却する場合

< 返金を伴わない処分の例 >

- ・ 同一の敷地内において、充電設備の設置場所を隣の充電スペースへ移動する場合
- ・ 車両衝突事故等により故障した充電設備を、修理または同一機種への交換を行う場合

4.12 助成事業の経理（交付要綱第 27 条参照）

助成事業の経理について、助成対象者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。

助成対象者は、上記の帳簿や根拠書類について、公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から、4.11 に記載した処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.13 調査等、指導・助言（交付要綱第 28 条参照）

公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、本事業に関する報告を求め、助成対象者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成対象者は、これに協力しなければなりません。

本事業で設置した助成対象設備について、助成対象者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成対象者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成対象者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

4.14 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 29 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、個人情報等について本人の承諾なしに第三者に提供し、又は第三者から収集することはいたしません。ただし、都、国及び他の地方公共団体と協議の上、本事業の実施に必要な範囲で情報収集する場合はこの限りではありません。

4.15 不正行為等の公表等（交付要綱第 30 条参照）

助成対象者等（手続き代行業者を含む。）及び工事施工会社等による事業内容の虚偽申請その他違反（「4.6 交付決定の取消し」に該当する事由）が判明した場合、以下の措置が講じられることがあります。

- ・ 公社が実施する助成金事業等（本助成金を含む。）の新規申請の受付停止
- ・ 助成対象者等の名称及び不正内容の公表

5. 本事業に関連する東京都の助成事業

電気自動車等の普及促進事業（EV・PHEV）

燃料電池自動車等の普及促進事業（FCV）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

**充電設備普及促進事業（車両同時事後申請）
助成金申請の手引き
〔第1版〕**

□発行・編集 令和7年9月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階